

川根本町地球温暖化対策実行計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく実行計画)

平成20年 3月

川 根 本 町

目 次

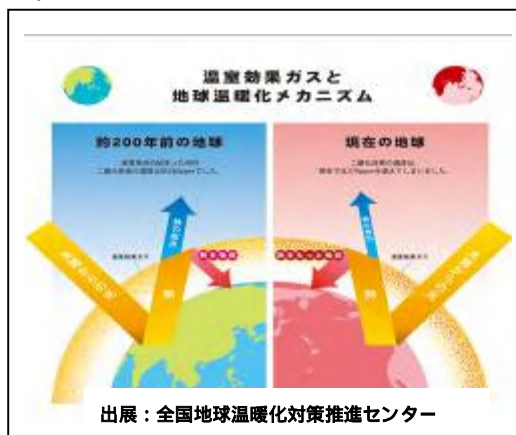
第 1 章	計画策定の背景と意義	1
	1．温暖化とは。(温暖化の影響)	
	2．温暖化の影響	
	3．計画策定の背景(京都議定書)	
	4．計画策定の意義	
第 2 章	基本的事項	3
	1．計画の目的	
	2．計画の期間	
	3．計画の対象	
第 3 章	温室効果ガス総排出量と削減目標	4
	1．温室効果ガス総排出量の現状	
	2．温室効果ガス総排出量の削減目標	
第 4 章	実施及び運用	7
	1．エコアクション 2.1 による取組み	
第 5 章	推進体制	8
	1．計画の推進体制	
	2．職員等に対する教育	
第 6 章	実行計画の点検・評価と進捗状況の公表及び計画の見直し	9
	1．点検・評価	
	2．進捗状況の公表	
	3．計画の見直し	
第 7 章	具体的な取組み	10
	1．環境負荷低減の為に全職員の取組み	
	2．環境負荷低減の為に全所属の取組み	
	3．環境負荷低減に配慮した事業の推進	

第1章 計画策定の背景と意義

1. 温暖化とは（温暖化の影響）

太陽光は地表面を温め、温められた地表面からは熱（赤外線）が放射されます。大気中にある二酸化炭素などの温室効果ガス（GHG）は、この放射を吸収して地球の気温を生物が暮らしやすい温度に保っています。

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス（GHG）の大気中濃度が増加し、これに伴い太陽からの日射や地表面からの放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガス（GHG）に吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

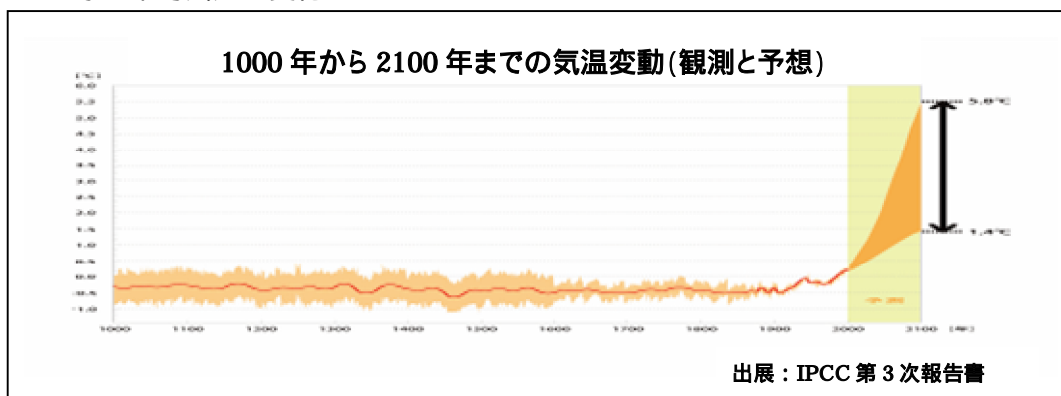


2. 地球温暖化の影響

1750年頃にはじまった産業革命以来、石油・石炭といった化石燃料の大量消費や森林伐採などにより、多くの二酸化炭素などの温室効果ガス（GHG）が大気中に排出され、現在の大気中の二酸化炭素の濃度は、産業革命前の約1.3倍という高い値になっています。

IPCC¹の第3次評価報告書(2001年4月公表)では、2100年には気温は1.4～5.8℃、海面は9～88cm上昇すると予測されています。

< 地球の平均気温の変化 >



温室効果ガスの濃度が高くなることで、地球の気候システムのエネルギーバランスが崩れ、気温が上昇するばかりでなく、海面上昇、異常気象、農業・食料供給、自然生態系、人間社会に悪影響をもたらすと予測されています。

¹ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）：1988年にUNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）の協力により設置された、地球温暖化の科学的・技術的評価を行い、得られた知見を広く一般に広める任務をもつ機関。

3. 計画策定の背景

(1) 京都議定書

1997年12月、京都で開催された「地球温暖化防止京都会議(COP3)」では、先進国から排出される温室効果ガスの具体的な削減数値目標や、その達成方法などを定めた「京都議定書」が採択され、日本については温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年までに、1990年比で6%削減することが定められました。

この目標を達成するため、日本においても「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「推進法」という。)が1998年に公布され、翌年1999年から施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民が取り組むべき責務が定められました。

< 京都議定書の概要 >

対象ガス	二酸化炭素 ¹ 、メタン ² 、一酸化二窒素 ³ 、HFC ⁴ 、PFC ⁵ 、SF ₆ ⁶
削減基準年	1990年(HFC、PFC、SF ₆ については1995年)
目標達成期間	2008年から2012年
削減目標	基準年から6%削減。(先進国全体では5.2%削減。)
その他	・森林の炭素排出量と吸収量(吸収源)の算入 ・京都メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引)の利用

4. 計画策定の意義

推進法第21条第1項では、地方公共団体は京都議定書達成に向け、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下、「実行計画」という。)を策定することとされています。目標の達成に向け、より多くの団体・個人が主体的に温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。

¹ 産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占める。

² 稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門が半分以上を占める。廃棄物の埋立てからの2割から3割を占める。

³ 燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割から4割を占める。

⁴ HFC(ハイドロフルオロカーボン): エアゾール製品の噴射材、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用。

⁵ PFC(パーフルオロカーボン): 半導体等製造用や電子部品などの洗浄などに利用。

⁶ SF₆(六フッ化硫黄): 変電施設に封入されている電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

本実行計画は、推進法第21条に基づき、当町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制し、行政として環境に配慮した取り組みの推進を図るとともに、地域住民や事業者が温室効果ガス排出抑制に関して行う活動の促進を図ることを目的とします。

2. 計画の期間

本実行計画の期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。また、温室効果ガス排出量を算定する基準年度は平成18年度とします。

3. 計画の対象

(1) 対象物質

推進法で定める温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質であるが、当町における温室効果ガス排出量の算定にあたっては、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素のみ¹とします。その他の5物質については、当町においての排出量が少ないことが予想されることや、排出量算定が困難であることから算定の対象外とします。

(2) 対象の範囲

計画の対象範囲は、庁舎におけるもののほか、水道事業、学校関係、保育園等の町行政が行う全ての事務及び事業を対象とします。ただし、他者に委託等して行う事務または事業(指定管理者制度を含む。)請負等により事業を実施している場合は原則的として対象外とします。

¹ 推進法に基づく策定マニュアルでは、実行計画は市町村の規模能力に応じた策定が求められており、「人口(例えば、5万人以下。)の少ない市町村は、二酸化炭素の排出量を把握し、その他の温室効果ガスについてはできる範囲で把握する。」とされています。

第3章 温室効果ガス総排出量と削減目標

1. 温室効果ガス総排出量の現状

平成18年度（基準年度）における温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算で

1,897,912 Kg-Co2 です。¹

組織別 Co2 排出量

項目	排出量 (kg - Co2)	構成比 (%)
本庁	513,329	27.05%
総合支所	800,121	42.16%
教育委員会	584,462	30.79%
計	1,897,912	100%

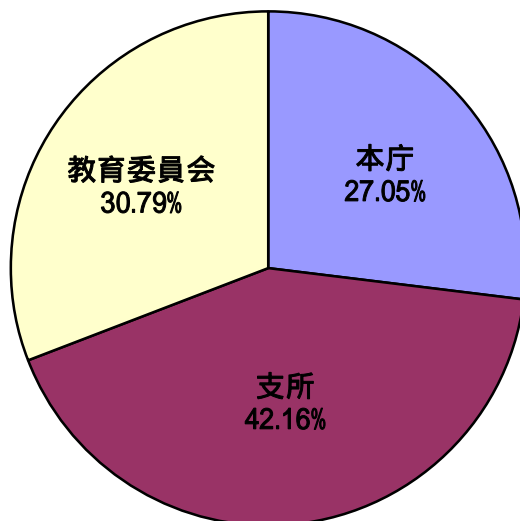
種類別 Co2 排出量

項目	排出量 (kg - Co2)	構成比 (%)
電気	1,251,410	65.9%
灯油	94,527	5.0%
A 重油	5,799	0.3%
LPG	326,594	17.2%
ガソリン	3,808	0.2%
ガソリン（公用車）	103,149	5.4%
軽油	11,449	0.6%
軽油（公用車）	101,175	5.3%
計	1,897,912	100%

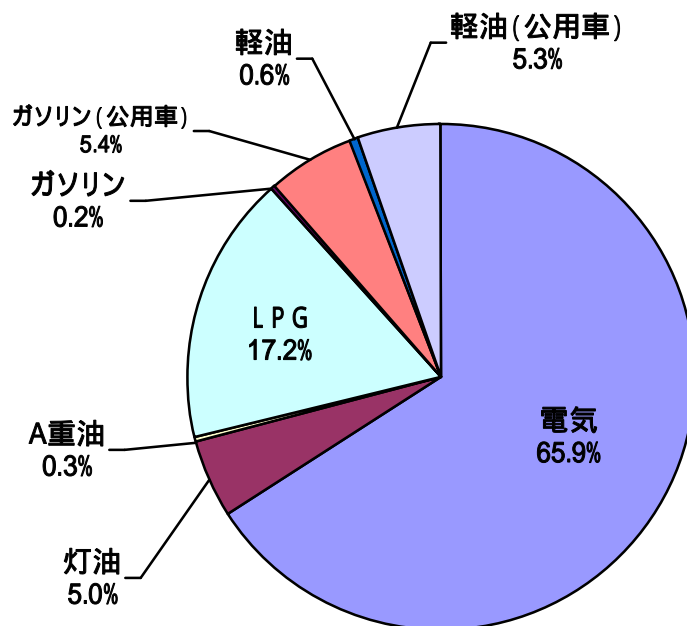
各項目と計について、四捨五入の関係で若干の差異あり。

¹ 排出係数については施行令第3条（平成18年3月24日一部改正）を基準としました。ただし、中部電力の排出係数については、平成19年9月27日に国が公表した数値を用いました。LPGは気体（m³）で集計したため、1m³あたり2.0747kgで換算しています。

組織別Co2排出量の割合



種類別Co2排出量の割合



2. 温室効果ガス総排出量の削減目標

平成 24 年度における温室効果ガス総排出量の削減目標を

平成 18 年度に対し、9% (170,812kg) 削減します。

< 参考 >

組織別削減量 (率)

項 目	基準年(kg-Co2)	平成 24 年度 目標値 (kg-Co2)	削減率 (%)	削減量 (kg-Co2)
本庁	513,329	467,129	9%	46,200
総合支所	800,121	728,110	9%	72,011
教育委員会	584,462	531,860	9%	52,602
計	1,897,912	1,727,100	9%	170,812

種類別削減量 (率)

項 目	基準年(kg-Co2)	平成 24 年度 目標値 (kg-Co2)	削減率 (%)	削減量 (kg-Co2)
電気	1,251,809	1,138,783	9%	112,627
灯油	94,527	86,020	9%	8,507
A 重油	5,799	5,277	9%	522
LPG	326,594	297,201	9%	29,393
ガソリン	3,808	3,466	9%	343
ガソリン (公用車)	103,149	93,866	9%	9,283
軽油	11,449	10,419	9%	1,030
軽油 (公用車)	101,175	92,069	9%	9,106
計	1,897,912	1,727,100	9%	170,812

各項目と計について、四捨五入の関係で若干の差異あり。

第4章 実施及び運用

本計画の目標を達成するため、エコアクション 21¹における取り組みを活用し、削減率の一層の向上及びより効率的な温室効果ガスの削減に努めることとします。

1. エコアクション 21 による取り組み

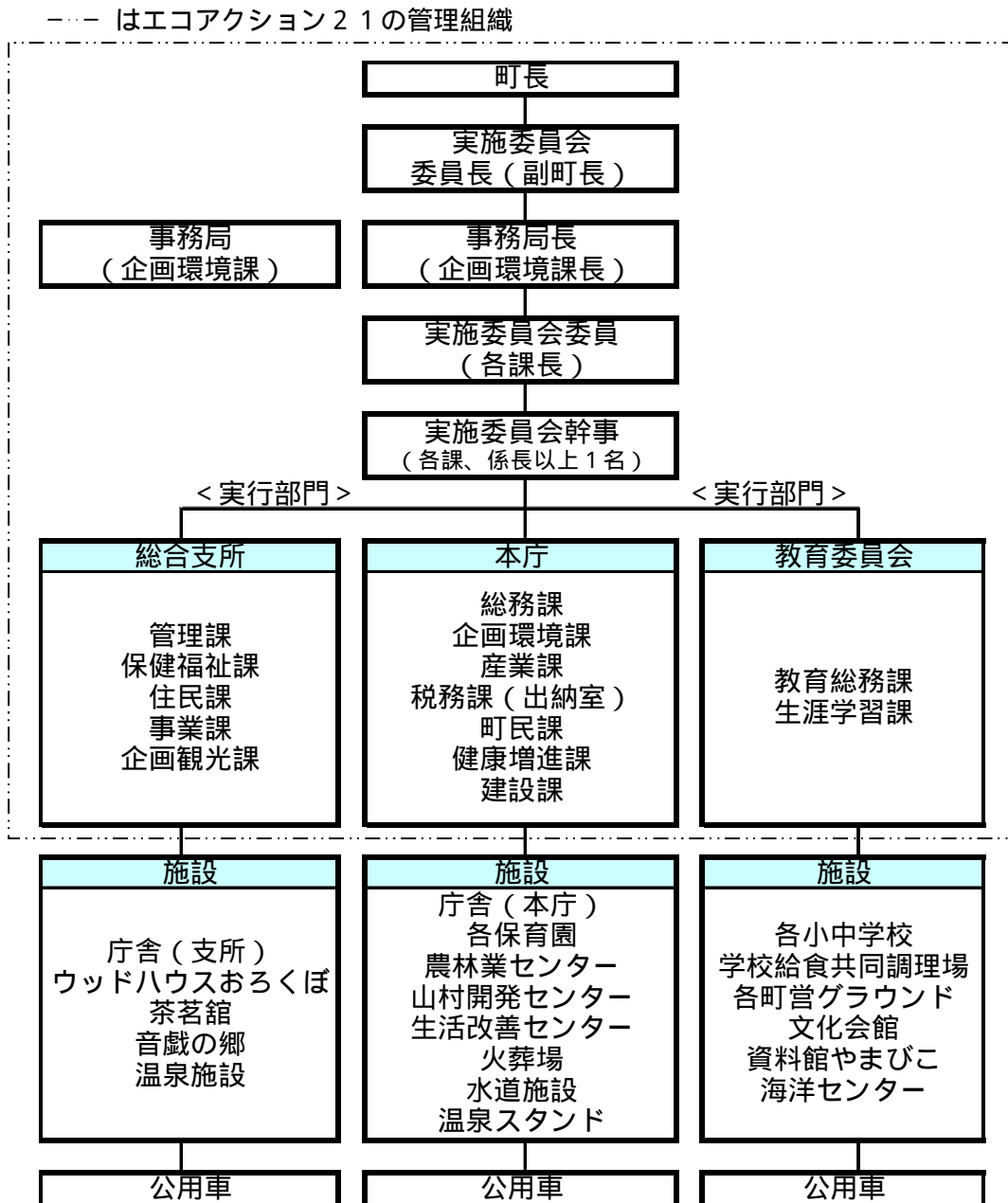
目的	実施項目	運用・監視、
電気使用量の削減	照明機器の適正管理 電気機器の適正管理・使用 室温の適正管理	エコアクション 21 環境活動計画
廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進	紙排出量の抑制 省資源化の推進	エコアクション 21 環境活動計画
自動車等燃料使用量の削減	環境負荷に配慮した車両購入 経済走行の推進	エコアクション 21 環境活動計画
環境経営の仕組み構築と教育の推進	環境経営への配慮 環境教育の推進	エコアクション 21 環境活動計画
環境負荷減少への配慮	グリーン購入の実施 リサイクル製品の購入・使用 紙・機器等購入での配慮	エコアクション 21 環境活動計画
水道利用量の抑制	節水の推進	エコアクション 21 環境活動計画
環境負荷軽減に配慮した事業の推進	環境負荷軽減に配慮した施策への取り組み	

¹ エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

第5章 推進体制

1. 推進体制

本計画ではより効率的な温室効果ガスの削減に努めるため、エコアクション21で運用している管理組織を活用します。但し、現在、エコアクション21では対象となっていない施設・公用車についても対象とします。



2. 職員に対する研修等

本事項計画を確実に運用するために、実施委員会委員長は、実行計画の目的・意義、監視・測定の手順、評価結果等について、全職員を対象に教育研修を行うこととします。

第6章 実行計画の点検・評価と進捗状況の公表及び計画の見直し

1. 点検・評価

計画の実施状況を把握するため、実施委員会幹事はエコアクション21に定められた方法に基づき、エネルギー使用量について監視・測定を実施し、毎月1回、その結果を事務局に報告します。

事務局は提出された報告を取りまとめ、実施委員会に提出し、実施委員会は、その適合性を評価し結果を全職員に伝達します。

点検・評価の内容

点検・評価の内容	
二酸化炭素排出量	<p>方法</p> <p>実施委員会幹事は、課ごとの対象施設・公用車について、毎月1回、エネルギー使用量調査票に使用量を記入。また、実施項目についての達成度調査を行う。</p> <p>取りまとめ</p> <p>事務局は、提出された活動量調査票から、個別項目別のCo2排出量の算定と月別推移を取りまとめる。</p> <p>評価</p> <p>排出量と目標値を比較し、達成度を評価する。また、増減の要因を分析する。</p> <p>頻度</p> <p>年1回。但し、月別推移については、事務局が毎月取りまとめを行い実施委員会幹事に報告する。</p>

2. 進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、年1回、川根本町ホームページ又は川根本町広報誌等を通じて公表するものとします。

3. 計画の見直し

本計画の実施状況や社会情勢の傾向を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うものとします。

第7章 具体的な取り組み

1. 環境負荷低減の為の全職員の取り組み

区分		実施項目
1	水道使用量の抑制	水道蛇口のこまめな開け閉め
2	電気使用量の削減	エレベーターを使用せず、階段を利用する。(但し、荷物の運搬、来客時の案内、体調不良時の場合は除く)
3		30分以上席を離れる場合はパソコンの電源を切る。携行型パソコンの場合は電源コンセントを抜く。パソコンのスリープモード開始時間は5分に設定。
4		午後6時に庁舎内を一斉消灯して残業をする者は各自点灯する。午後6時以降は庁舎内の冷暖房は使用しない。防災室、を残業用の部屋として冷暖房は使用可とする。
5		昼の休憩時間は照明を消す。但し、窓口カウンターや日照が不足する場合は、カウンターや通路付近の照明にとどめること。
6	自動車燃料使用量の削減	公用車、通勤用自家用車、来庁者ともアイドリングストップやエアコンの適正使用を徹底する。
7	廃棄物排出抑制	両面コピー、両面印刷を徹底する。コピー・プリンター機の更新時には両面印刷機能を付ける。
8		庁内資料等は片面コピー、片面印刷(ミスプリント用紙)の裏側を使用する。
9		文書の共有、スターオフィスの活用によって紙使用量を削減。
10		資料の簡素化、作成部数を見直して紙使用量を抑制する。
11		コピー機、印刷時のパソコン画面をよく確認してサイズ・色(白黒、カラー)・印刷方向の間違いを防ぐ。
12	環境負荷軽減への配慮	パソコンからコピー・プリンターを使用する場合は、白黒印刷モードを標準に設定して使用すること。
13		リサイクル品の優先購入・使用を徹底する。
14		使用済み封筒を再利用する。
15	リサイクルの推進	所定のゴミ分別を徹底して、資源ゴミのリサイクルを行う。
16		残飯とお茶がらを分別する。特に水分の多いお茶がらは水切りを十分に行う。お茶がら、残飯類は生ゴミ処理機を使用して肥料化する。

2. 環境負荷低減の為の全所属の取り組み

区分		実施項目
1	環境負荷軽減への配慮	コピー用紙は古紙配合率100%・白色度70%以下、印刷物購入は古紙配合率70%以上、トイレトーパー等の衛生紙は古紙配合率100%の再生紙使用に努める。
2		詰め替え可能な製品の利用や備品に修繕等により、製品を長期間使用する。消耗品類の在庫管理の徹底。
3	電気使用量の削減	昼の休憩時間は照明を消す。但し、窓口カウンターや日照が不足する場合は、カウンターや通路付近の照明にとどめる。
4		時間外は、通路や人のいない場所は消灯する。
5		トイレは消灯する。但し、窓口付近や窓口延長時は除く。
6		所属ごとに最後に退庁する人は、パソコン、プリンターの電源OFFを確認する。
7		施設内の照明については、人感知センサー等を導入して電力使用料抑制に努めること。
8	室内に複数の温度計等を設置し、扇風機とエアコンを併用して効果的な冷暖房を行う。(1年間で効果を検証する。)	
9	リサイクルの推進	シュレッターは使用せず、機密を確保した上で機密文書についてもリサイクルを行う。セキュリティーボックス、既製のダンボール箱を併用する。
10		コピー機、プリンターの使用済みトナー、インクカートリッジをリサイクルする。(但し、証明書用プリンターは純正トナー使用)
11	自動車燃料使用量の削減	車両更新時はその配置先に留意すること。更新車両本体については環境負荷軽減に配慮した製品を選ぶこと。
12	環境経営の仕組み・教育	環境経営に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で伝達・徹底される仕組みを整える。

3. 環境負荷低減に配慮した事業の推進

区分		実施項目
1	環境負荷軽減に配慮した事業の推進	緑のカーテン事業の推進。
2		バイオマスタウン構想事業の推進。
3		営農指導事業の推進。
4		合併処理浄化槽設置整備事業補助金の活用を促進し、生活排水による水質汚濁防止を図る。
5		林道開設・舗装事業での再生路盤処理工の推進及び間伐材の利用促進。
6		大井川産材の利用促進。
7		道路改良・建設事業での低燃費型建設機械使用の促進や土木建設機械のアイドリングストップの指導、及び各事業所への環境教育指導の実施。
8		流域連携事業での水源地保全活動の推進。
9		総合学習「本川根まるごと体験」の支援。
10		地球温暖化防止活動団体の育成。
11		「ちゃっきり娘養成講座事業」でのエコ活動の取り入れ。
12		森林認証事業の推進。
13		マイバック運動の推進。
14		森林整備事業の推進。
15		「奥大井ふるさとまつり」での環境に関する意識啓発の実施。
16		